

令和6年度

新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金

申請の手引き

[交付申請受付期間]

令和6年5月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで

[申請方法]

電子データにて提出

[提出先]

白浜町役場総務課 企画政策係 新宮白浜区間部会担当

MAIL:somu@town.shirahama.lg.jp

[必要書類]

申請に必要な書類のデータ等については、白浜町のホームページからダウンロードしていただくか、新宮白浜区間部会構成団体の担当部署にお問い合わせください。

<https://www.town.shirahama.wakayama.jp/soshiki/somu/kikaku/gyomu/kiseihonsen/shingushirahama/2797.html>

[事務局]

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

白浜町 総務課 企画政策係

TEL:0739-43-6598

MAIL:somu@town.shirahama.lg.jp

紀勢本線活性化促進協議会新宮白浜区間部会

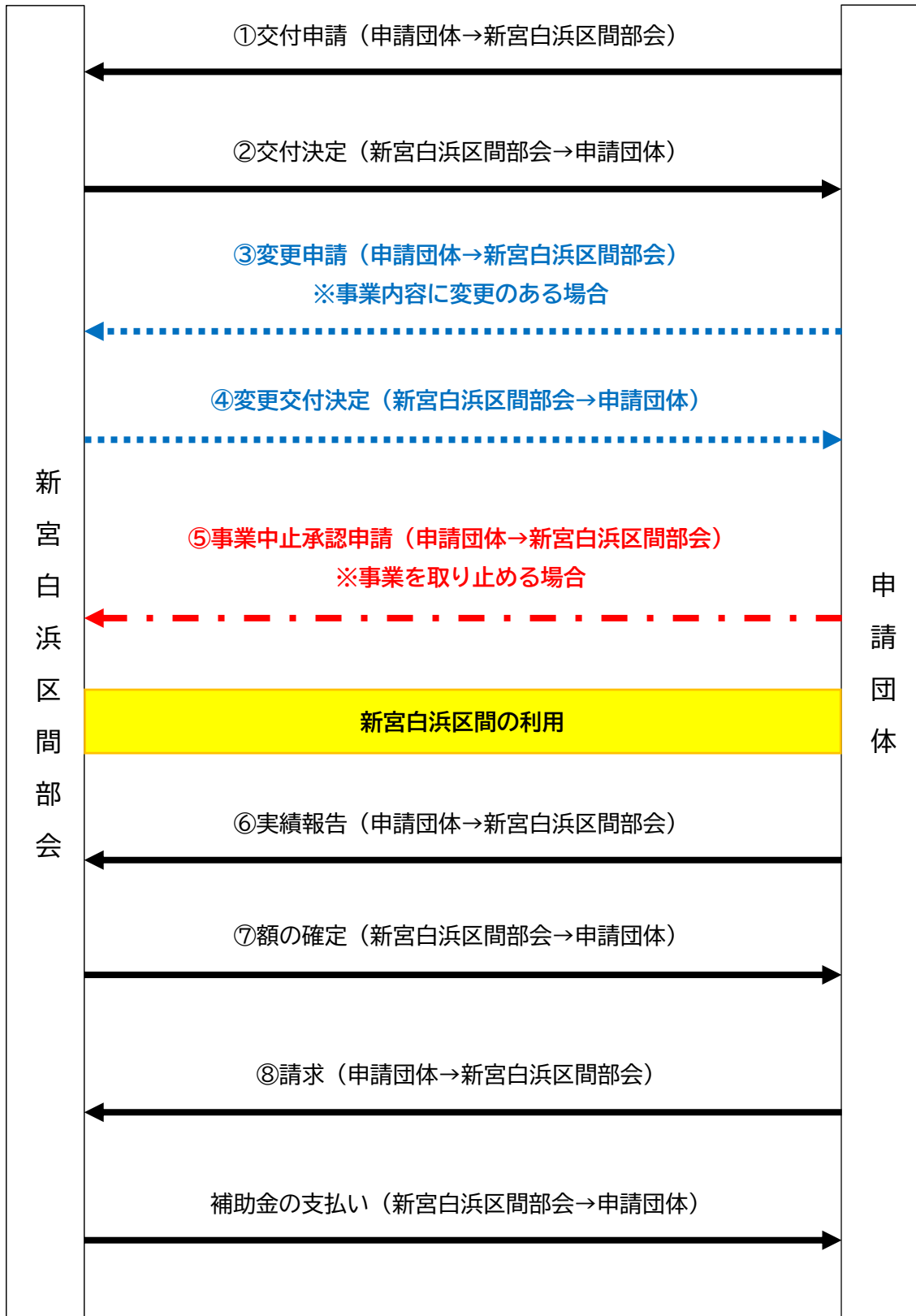
団体名	担当部署	連絡先TEL
新宮市	企画調整課	0735-23-3333 (内線 3401)
白浜町	総務課	0739-43-6598 (直通)
すさみ町	地域未来課	0739-55-4801 (直通)
那智勝浦町	観光企画課	0735-29-2007 (直通)
太地町	総務課	0735-59-2335 (内線 63)
古座川町	総務課	0735-72-0180 (内線 212)
北山村	地域事業課	0735-49-2331 (代表)
串本町	企画課	0735-62-0556 (内線 2302)
J R 和歌山支社	地域共生室	073-425-6094 (代表)
西牟婁振興局	地域づくり課	0739-26-7947 (直通)
東牟婁振興局	地域づくり課	0735-21-9627 (直通)
和歌山県	総合交通政策課	073-441-2343 (直通)
和歌山大学	紀伊半島価値共創基幹	073-457-7684 (直通)



目 次

I. 申請の流れ	4
II. 補助金の概要	5
1 趣旨	5
2 補助対象事業	5
3 補助対象経費	5
4 補助対象期間	6
5 補助率及び補助金額	6
6 申請書類	7
III. 交付の決定等	8
1 補助金交付の決定	8
2 交付の条件	8
IV. 実績の報告等	8
V. 交付決定の取り消し及び補助金の返還	8

I. 申請の流れ



II. 補助金の概要

1. 趣旨

新宮駅から白浜駅間の旅客鉄道の確保・維持を図り、もって継続的な地域の移動を支援する目的を達成するため、当該区間を利用する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助対象事業

次の各事業に対し補助金を交付します。

対象事業	詳細
①校外学習等支援事業	新宮白浜区間の旅客鉄道を利用し校外学習等を実施する団体のうち、次の全てに適合するもの。 イ) 紀勢本線（新宮白浜区間）の沿線市町村、古座川町及び北山村に所在する保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の児童、園児、生徒及びその引率者で構成する8名以上の団体。 ロ) 乗降区間に新宮駅から白浜駅が含まれているもの。
②教育旅行誘致事業	新宮白浜区間の旅客鉄道を利用し教育旅行やスポーツ合宿等で来訪する団体のうち、次の全てに適合するもの。 イ) 小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校等の生徒及びその引率者で構成する8名以上の団体 ロ) 紀勢本線（新宮白浜区間）の沿線市町村、古座川町及び北山村を目的地として実施されるもの。 ハ) 乗降区間に新宮駅から白浜駅が含まれているもの。

3. 補助対象経費

上記いずれの事業も補助対象経費として認めるものは次のとおりです。

(1) JRによる団体割引適用後の運賃及び特急料金のうち、新宮白浜区間の運賃等に相当する額

4. 補助対象期間

令和7年3月31日までに実施された事業を対象とします。

ただし、**交付申請は令和7年1月31日までに提出**してください。

5. 補助率及び補助金額

補助率はいずれの事業も定額とし、10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てます。

また、補助金の交付は事業の別に関わらず**申請順に決定**します。

ただし、**補助金の額は予算の範囲内を限度**とします。

対象事業	補助率
①校外学習等支援事業	定額（補助対象経費全額）
②教育旅行誘致事業	定額（補助対象経費全額）



6. 申請書類

各申請・報告にあたっては下記書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、提出は全てデータとします。

○交付申請

	申請書類名	チェック
①	様式第1-1号または様式第1-2号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 交付申請書	<input type="checkbox"/>
②	様式第1-3号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 申請額内訳書	<input type="checkbox"/>
③	補助事業の概要・行程・参加人数のわかる書類 ※任意様式	<input type="checkbox"/>

○変更申請 ※事業内容に変更があった場合

	申請書類名	チェック
①	様式第3-1号または様式第3-2号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 変更申請書	<input type="checkbox"/>
②	様式第1-3号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 申請額内訳書	<input type="checkbox"/>
③	補助事業の概要・行程・参加人数のわかる書類 ※任意様式	<input type="checkbox"/>

○実績報告

	申請書類名	チェック
①	様式第6-1号または様式第6-2号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 実績報告書	<input type="checkbox"/>
②	様式第6-3号 新宮白浜区間旅客鉄道利用促進補助金 積算額内訳書	<input type="checkbox"/>
③	補助対象経費確認書類 (切符、ICOCA 利用履歴、乗車証明書又は領収書の写し等)	<input type="checkbox"/>

※**校外学習等支援事業**に対しては「様式第〇-1号」、
教育旅行誘致事業に対しては「様式第〇-2号」をご使用ください。

※チェック欄は提出時の確認用にご利用ください。

Ⅲ. 交付の決定等

1. 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金交付決定通知書を交付します。

2. 交付の条件

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類については補助金の交付を受けた会計年度終了後5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。
- (2) その他の補助金等の収入があった場合には、当補助金の全部又は一部の返納を求められることがあります。

Ⅳ. 実績の報告等

事業が完了したときは、速やかに実績報告書及び関係書類を提出してください。

Ⅴ. 交付決定の取り消し及び補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- (1) 交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の記載による申請を行ったとき。